

越谷市広告入り窓口封筒の無償提供者募集要領

この要領は、越谷市広告入り窓口封筒の無償提供に関する基準第5条第2項の規定に基づき、窓口封筒の無償提供者の募集について必要な事項を定めるものです。

1 無償提供していただくもの

《広告入り窓口封筒》

本市の市民課や市民税課等で発行された住民票の写しや課税証明書などの持ち帰りの際に、市民等が必要に応じて自由に利用できる共通の封筒で、封筒の表面及び裏面に広告が掲載されたものです。

なお、提供していただく封筒の規格、数量等は、次のとおりとします。

(1) 規格及び数量

①規格：角型6号（縦 229mm × 横 162mm）

数量：80,000枚

②規格：角型2号（縦 332mm × 横 240mm）

数量：90,000枚

(2) 広告掲載範囲（表・裏とも）

表裏各面積の下部3分の1以下とし、上部面積は本市の記載事項掲載範囲となりますので、本市が指定する記載事項を印刷していただきます。

(3) その他

①用紙、刷色については、別紙1の仕様書のとおりです。

②広告掲載内容等については、本市と事前に協議が必要です。

③枚数については、1年間の使用予定枚数であり、調整させていただく場合があります。

2 使用課所等

無償提供していただいた広告入り窓口封筒を設置する使用課所等は、別紙2のとおりです。

3 納品方法・納品場所

窓口封筒は、別紙2の使用課所等に数回に分けて直接納品していただきます。なお、納期及び数量については協議のうえ定めるものとします。

4 使用期間

令和8年(2026年)3月1日から広告入り窓口封筒を消費するまでの間（概ね1年間の予定）

5 掲載できない広告の範囲等

掲載できない広告の範囲及び広告の掲載順位については、越谷市広告掲載に関する要綱（平成18年告示第243号）の例によります。

6 募集期間

令和7年(2025年)8月1日(金)から令和7年(2025年)8月22日(金)まで。

※ 期間内必着。締切日を過ぎて到着したものは失格とさせていただきます。

7 応募資格

企業又は個人で次の各号のいずれも満たしていること。

- (1) 市区町村民税（法人又は個人）の滞納がないこと。
- (2) 本市から指名停止を受けていないこと。
- (3) 越谷市暴力団排除条例（平成25年条例第14号）第2条第1号又は第2号に該当しないこと。

8 提出書類

以下の書類を提出してください。

- (1) 越谷市広告入り窓口封筒無償提供申込書
- (2) 法人又は個人で商号を登記している場合は、登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- (3) 住所を有する市区町村の市区町村税（法人又は個人）の納税証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- (4) 会社概要又は事業概要等
- (5) 広告入り窓口封筒のレイアウト案

9 申込書等提出方法

募集期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までに、市民協働部市民課総務担当（越谷市役所新本庁舎1階24番窓口）までお持ちいただくか、郵送してください。

10 無償提供者選定方法等

越谷市広告入り窓口封筒の無償提供者選定基準により評価し、得点の高い1者を選定します。なお、決定後、本市と越谷市広告入り窓口封筒の製作及び無償提供に関する確認書を取り交わさせていただきます。

※ 審査の経緯は公表しません。

※ 審査結果に対しての異議申立は受け付けません。

選定結果通知予定日 令和7年(2025年)9月3日(水)

11 その他

- (1) 提出された書類は、原則として返却しません。ただし、提出された書類は、選定の目的以外には応募者に無断で使用しません。
- (2) 提出に要する費用は、すべて応募者の負担とし、本市はその一切を負担しません。

ん。

- (3) 広告入り窓口封筒の製作及び無償提供に当たっては、越谷市広告掲載に関する要綱及び越谷市広告入り窓口封筒の無償提供に関する基準に従っていただきます。

12 質問及び回答

質問等については、FAX又はメールでお問い合わせください。回答は随時、FAX又はメールでお答えいたします。

〈問合せ先〉

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

越谷市役所 市民協働部 市民課 総務担当

TEL 048-963-9152 (直通)

FAX 048-960-1267

メール shimin@city.koshigaya.lg.jp

(別紙1)

仕 様 書

品 名	封 筒
サイズ及び数量	① 角型6号(ふた付き) 縦229mm×横162mm (80,000枚) ② 角型2号(ふた付き) 縦332mm×横240mm (90,000枚)
用 紙	紙 厚 問わない 紙 質 再生紙又は上質紙 色・貼 白色を基調としたもの
刷 色	越谷市の記載部分:「大変おまたせしました。」及び「お受け取りになりました書類は、もう一度お確かめください。」は、「朱」又は「金赤」 その他は、紺色系統 広告掲載部分:上記2色
規 格	■ 越谷市記載部 ① シンボルマーク:左右20mm *シンボルマーク比率・・・左右100に対し天地85 ② 越谷市役所ロゴタイプ:左右18mm (シンボルマークの右側に入れる) ③ 文字:(大きさ)別添見本による(決定事業者と協議) (書 体)MSPゴシック(決定事業者と協議) ④ 掲載内容:決定事業者と協議 ■ 広告掲載部 ① 広告範囲:表面、裏面それぞれ下部3分の1(最大) ② その他 ア. 広告主の名称、所在地、電話番号をいれること。 イ. 「この封筒は、広告主の協賛により寄贈されたものです。」等の表示をいれること。 ウ. 広告の内容、デザイン、表示方法等について、事前に市民課と協議すること。 ■貼り方:横貼り

(別紙2)

使用課所等の名称		所在地	電話
市役所	市民課窓口	越ヶ谷 4-2-1	048-963-9152
	税証明総合窓口		048-963-9144
北部出張所窓口		恩間 181-1 (北部市民会館内)	048-978-4141
南部出張所窓口 ※		南越谷 1-2876-1 (サンシティ内)	048-988-6611
桜井地区センター窓口		下間久里 792-1	048-970-7600
新方地区センター窓口		大吉 470-1	048-971-0800
増林地区センター窓口		増林 3-4-1	048-962-2855
大袋地区センター窓口		大竹 160-2	048-975-3952
荻島地区センター窓口		南荻島 190-1	048-974-9555
出羽地区センター窓口		七左町 4-248-1	048-940-7521
蒲生地区センター窓口		登戸町 33-16	048-988-0600
川柳地区センター窓口		川柳町 2-485	048-987-8213
大相模地区センター窓口		相模町 3-42-1	048-988-7370
大沢地区センター窓口		東大沢 1-12-1	048-976-5800
北越谷地区センター窓口		北越谷 4-8-35	048-976-5758
南越谷地区センター窓口		南越谷 4-21-1	048-990-1200
越谷市パスポートセンター窓口		弥生町 16-1 越谷ツインシティBシティ 4階	048-969-1818

※南部出張所はサンシティの解体工事に伴い所在地が変更となる可能性があります。
(移転時期及び所在地は現時点で未定)